

大人向け

いしかわ子どもの権利基本条例

# 子どもが安心して 育つ社会へ



## 大人ができること



石川県では、すべての子どもが私たち大人とともに安心して自分らしく成長できる社会を目指しています。ご自身の子どもの頃を思い出しながら子どもの気持ちや声に耳を傾けてみませんか？



石川県

## 大人には、児童の権利に関する条約の「4つの原則」を尊重し、子どもの権利を守る責任があります。

子どもは、家庭や学校、地域で大人と関わりながら成長します。

安心できる環境や気持ちを受け止めてもらえる経験は、子どもの健やかな発達に欠かせないものです。

このリーフレットでは、大人にできる子どもへの寄り添い方のポイントを紹介します。

子どもが安心して育つ社会のために、私たち大人ができることを一緒に考えてみましょう。

## 子どもの権利とは

子どもは一人ひとりがかけがえない存在で、安心して育つために守られ、

学び、生活し、自分の思いを伝える権利を生まれながらに持っています。

いじめや虐待、貧困など、子どもを取り巻く課題が深刻化する中、

社会全体で子どもの権利を理解し、守っていくことが求められています。



### 生きる権利

命が守られ、健康で安全に暮らすこと

### 育つ権利

教育を受けたり、遊んだり、休んだりしながら、自分の力を伸ばして成長すること

### 守られる権利

いじめや虐待などから守られ、権利を奪われないこと

### 参加する権利

自分の意見を自由に表し、社会の一員として参加すること

他にもさまざまな権利があります。

### 子どもに対するあらゆる差別の禁止

すべての子どもは、本人や親の人種・国籍、性、意見、障害、経済状況など、どのような理由でも差別されません



### 子どもの最善の利益の確保

子どもに関することを決めるときは、「その子にとって何が最もよいか」を第一に考えます



## 子どもの権利の土台 4つの原則

### 子どもの生命、生存及び発達に対する権利の保障

すべての子どもの命が守られ、生まれ持った力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活などの支援を受けることが保障されます

### 子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のあることに自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて大切に受けとめます

# いしかわ子どもの権利 基本条例とは

※条例は令和7年(2025年)  
12月24日に施行



この条例では心と体の成長の段階にある人を「子ども」といいます。

## 目的

子どもの権利保障に関する基本理念等を定めることにより、子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

## 1 基本理念(大切にしている考え方)

- **子どもの権利を知り、理解を深める**  
子どもを含めたすべての県民が、子どもの権利について意識を高め、理解を深められるよう支援します。
- **子どもが自信と誇りを持って成長できる環境をつくる**  
子どもが自分に自信と誇りを持ち、その力を伸ばしながら成長できるよう環境を整備します。
- **子どもが自分の権利を正しく理解し、まわりの人の権利も尊重する**  
子どもが自分の権利を理解するとともに、他の人の権利も大切にできるよう支援します。

## 2 みんなの役割

石川県	国や市町、関係機関と連携し、子どもの権利を守るための施策を進めます
市町	国や県と連携し、地域の実情に応じた取組を進めます
保護者	子どもが健やかに成長できるよう、生活を整え、自立心を育み、心身の発達を支えます
学校・ 児童福祉施設等	子どもが安心して学び育つことができる環境を整え、意見を表明するための支援を行います
事業者	仕事と子育てを両立しやすい雇用環境を整えます
支援団体等	子どもや子育てを支える活動を行い、国・県・市町の施策に協力します
県民	子どもの権利について理解を深め、行政の取組に協力します

## 3 石川県が取り組むこと

子どもが安心して成長できるよう、県では、市町や関係機関と連携し、次のような取組を進めています。

- **意見表明・社会参画の促進**  
子どもが年齢や発達に応じて意見を伝え、社会の一員として参加できる機会をつくります。
- **意見の施策への反映**  
子どもや保護者の声を聴き、県の施策に生かします。
- **広報啓発・相談・権利擁護など**
  - ・子どもの権利について知る機会を増やします
  - ・安心して相談できる環境を整えます
  - ・権利が守られる仕組みづくりを進めます

詳しくは  
県HPへ



# 子どもの権利を守るために 大人ができること

できることから少しずつ取り組んでいきましょう。



## 家庭でできること

### 安心して過ごせる環境をつくる

- 規則正しい生活リズム、栄養バランスの取れた食事
- 清潔で安全な住環境を保つ
- 家族間の暴力や激しい口論を避ける
- 子どもが安心して眠れる環境を整える



### 体罰や暴言をしない

- 叩く、蹴るなどの体罰は絶対にしない
- 怒鳴る、人格を否定する言葉を使わない
- 感情的になったら、深呼吸して落ち着く
- 子どもの良いところを見つけて褒める



### 子どもの意見を大切にする

- 子どもに関わることは、子どもの意見を聴いてから決める
- 進路、習い事、服装など、子ども自身に選ばせる機会を作る
- 意見が違って、頭ごなしに否定しない

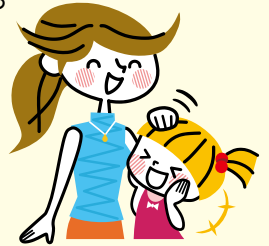


声かけの例

「あなたはどう思う？」  
「一緒に考えてみよう」  
「なるほど、そういう考え方もあるね」

### 子どもの声に耳を傾ける

- 毎日、手を止めて顔を見ながら子どもと話す時間を作る
- 子どもの気持ちや考えを否定せず、まず受け止める
- SNSやネットでのことも話せるよう、日頃から話しやすい雰囲気をつくる



声かけの例

「学校で困っていることはない？」  
「話してくれてありがとう」  
「あなたの気持ちを教えてくれる？」

### 子どもの個性を認める

- 他の子やきょうだいと比較しない
- 「男の子らしく」「女の子らしく」を押しつけない
- 子どもの好きなこと、得意なことを応援する

声かけの例

「あなたらしくていいよ」  
「頑張ったね」  
(結果だけでなくプロセスも褒める)  
「失敗してもいいんだよ」



## 職場・企業でできること

- 子育てと仕事を両立しやすい制度を整える
- 急な対応や行事に職場全体で配慮する
- 誰もが休暇を取りやすい雰囲気をつくる

声かけの例

「学校行事があるときは遠慮なくお知らせください」  
「困ったことがあればいつでも相談してください」

## 学校でできること

### 子どもが安心して通い、学べる、相談しやすい学校であること

- いじめや暴力を見逃さず、早めに対応している
- 子どもの様子の変化に気づき、声をかけている
- 子どもや保護者が相談しやすく、必要に応じて関係機関と連携している

### 子どもの意見や権利を大切にできる学校であること

- 授業や学校生活の中で、意見を言える機会がある
- 子どもの考えや気持ちを年齢や発達に応じて受けとめている
- 自分の権利だけでなく、相手の権利も大切にすることを伝えている



## 地域でできること

### 子どもを見守り、支える

- 日頃から子どもたちに声かけをする
- 登下校の時間帯に地域で見守る
- 元気がないなど、子どもの小さな変化に気づく
- 子ども食堂や学習支援など、地域の活動に関わる
- 子育て家庭に、さりげなく声をかけ、ねぎらう
- 助け合える、あたたかい地域の雰囲気をつくる

声かけの例  
(保護者に)

「何かあったら、声をかけてくださいね」  
「無理せず、周りに頼ってくださいね」

### 小さなSOSに気づく

身なりが極端に汚れている  
表情が暗い、元気がない  
体にあざや傷がある  
夜遅くまで一人で外にいる  
家に帰りたがらない様子

こんなサインに注意



気づいたら

「もしかして…?」と思ったときは

いち早く  
児童相談所虐待  
対応ダイヤル

189へ

※24時間365日いつでもつながります。通話料は無料です。

- 「確証がない」「間違っていたら」と躊躇しなくて大丈夫
- 通報者の秘密は守られます
- 連絡することで、子どもの命を救えるかもしれません

## 覚えておきたいこと

- 子どもの権利は、義務など何かと引き換えに与えられるものではありません。すべての子どもが、生まれながらに持っている大切な権利です。
- 子どもは自分の権利が守られることで、自分の権利と同じように、他の人の権利も理解し、大切にできる力を育みます。大人は、その学びを支え、伝えていく役割があります。



子育てで悩んだとき、子どもの様子が気になるとき、どう接すればいいか迷ったときは—ひとりで抱え込まず、どうぞご相談ください。専門の相談員が、あなたの気持ちに耳を傾け、一緒に考えていきます。

## 親子のための相談LINE



毎日(年末年始と祝日は休み)・

16時～21時(受付は21時30分まで)

## 24時間子供SOS相談テレホン

0120-0-78310  
076-298-1699

24時間 365日

## パパ・ママホットライン

076-214-5666

火～金 10時～15時

## 児童相談所 相談専用ダイヤル

0120-189-783

(いちはやく - おなやみを)

24時間 365日 ※お住まいの地域の児童相談所につながります。

石川県では、「子ども・若者意見箱」を通じて、子どもや若者の声を集めています。いただいたご意見は、県の施策にできる限り反映できるよう努めています。

この意見箱は、子どもたちが石川県をもっと良くするアイデアや、「こんなふうになったらいいな」ということを自由に発信できる場です。



## 石川県健康福祉部少子化対策監室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL 076-225-1447 E-mail e150300@pref.ishikawa.lg.jp

令和8年(2026年)3月発行